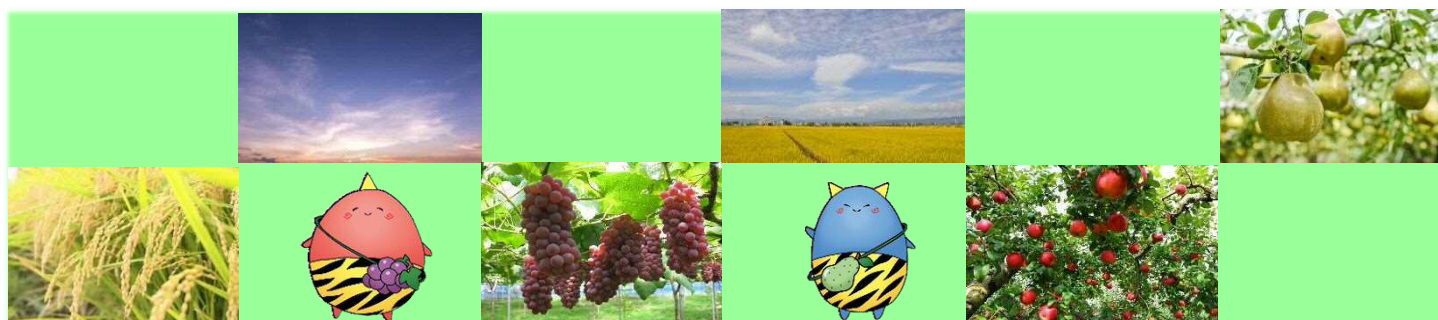


# 第2期

## ほうじょう さと 豊穰の郷づくり基本計画

「たかはた食と農のまちづくり」をめざして

令和2年度～令和11年度



山形県 高畠町

高畠町における農業は、四季の変化に富んだ自然環境や盆地特有の気象条件、肥沃な農用地に恵まれ、稲作、果樹、畜産を柱とした複合経営を中心として発展してきました。また、全国に先駆けて有機農法や減農薬栽培を取り入れ、食の安全や自然環境に配慮した循環型農業を推進してきました。私たちには、食と農の重要性と農業が持つ環境保全や国土保全、地球温暖化の抑制といった多面的役割を理解した上でそれぞれの役割をもって、これらの機能を守り、先人の築いた文化遺産や伝統とともに後世に伝えていく義務と責任があります。

このため、本町の農業及び農村が持つ機能的役割の重要性や農村文化を次世代に引き継ぐとともに、地域資源の活用と町民の健康を守り、地産地消、食の安全、環境保全型農業の推進により、魅力ある農林業が息づく農商工が連携した「たかはた食と農のまちづくり」を推進していきます。

## はじめに



本町では、平成20年度に制定した「たかはた食と農のまちづくり条例」の基本理念に基づき、平成22年度を初年度とし、令和元年度を目標年度とした「豊穡の郷づくり基本計画」を策定し、町民総参加による「食と農のまちづくり」を達成するための事業の推進に力を入れてまいりました。

そして、この度、第1期計画の計画期間終了に伴い、第2期豊穡の郷づくり基本計画を策定いたしました。

現在の農業を取り巻く環境は、経済のグローバル化による産地間競争や地球温暖化による平均気温の上昇、豪雨災害の増加、そして現在の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が止まらず、農産物需要の低下がますます深刻になるなど、非常に厳しいものがあります。

しかし、そのような中でも、町民の命を支えているのは食であり、まほろばの里の大地から生み出される安心安全な農産物が、私達の生活に欠かせない大切なものであることに変わりはありません。国際的にも、国連による持続可能な開発目標（SDGs）の採択や有機農産物需要も高まってきています。この度の第2期豊穡の郷づくり基本計画では、第6次高畠町総合計画の農業分野という位置づけのもと、当初計画の流れを引き継ぎ、安心安全な農産物の生産を軸として農商工が連携することにより地域が発展し、町民の豊かで幸せな生活につながるよう、5つの基本目標と若手就農者の支援をはじめとした各種施策を設定いたしました。

本計画の実践をとおして、更に豊かな高畠町となるために皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、第2期基本計画の策定にあたりご協力をいただきました、たかはた食と農のまちづくり委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様にご心より御礼申し上げます。

令和2年12月

高畠町長 寒河江 信



目次

序章 基本計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨 . . . . . 2

第2節 計画の位置づけと計画期間 . . . . . 2

第3節 各主体の基本的な役割 . . . . . 4

第1章 高島町農業の特性と主要課題

第1節 高島町の農業 . . . . . 6

第2節 高島町農業の問題点 . . . . . 8

第3節 日本の農業を取り巻く社会環境 . . . . . 10

第4節 高島町農業の主要課題 . . . . . 14

第2章 農業の目指すべき方向

第1節 重視すべき視点 . . . . . 18

第2節 将来像と基本目標 . . . . . 20

第3章 基本目標を実現するための行動指針

1. 安心・安全な農産物の生産 . . . . . 25

2. 地産地消の推進 . . . . . 27

3. 農業を通じた環境保全型農業の推進 . . . . . 29

4. 農業後継者等の育成 . . . . . 31

5. 都市と農村の交流 . . . . . 32

第4章 計画の推進に向けて . . . . . 34

第1節 推進組織 . . . . . 34

第5章 資料編

主な用語の解説 . . . . . 35

たかはた食と農のまちづくり条例 . . . . . 38

たかはた食と農のまちづくり委員会 . . . . . 44



## 序章 基本計画の策定にあたって

### 第1節 計画策定の趣旨

この計画は、本町の四季の変化に富んだ自然環境や肥沃な農用地を守り、農業・農村が持つ機能的役割の重要性や農村文化を次世代に引き継ぎ、農業の計画的な維持・発展と、豊かで住みよい「豊穰の郷」づくりを目的としています。

また、地域資源の活用と町民の健康を守り、地産地消、食の安全、環境保全型農業の推進による「魅力ある農林業が息づき、農商工と連携した食と農のまちづくり」を目指すための施策の策定を目的としています。

### 第2節 計画の位置づけと計画期間

#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、平成21年3月に策定された第1期計画をもとに、令和元年度に見直しを行い第2期計画として策定しました。第2期計画では、平成18年12月に施行された「有機農業の推進に関する法律」及び令和2年4月に改定・公表された「新たな有機農業の推進に関する基本的な方針」、そして令和2年3月に閣議決定された国の「新たな食料・農業・農村基本計画」等の農業政策を踏まえつつ、本町で昭和40年代から取り組んでいる有機農業を通じた生産者と消費者の相互交流を基にした環境保全型農業や、安心・安全な農産物の生産と言った独自の農業施策を計画するものです。

さらに、この計画は、平成31年3月に策定した「第6次高畠町総合計画〈今も未来も、一人ひとりが「しあわせ」を感じられるまち〉 ゆきかう「またね∞」あふれる「うふふ∞」」の農業分野における事業計画として位置づけています。



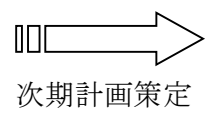


## (2) 計画の期間

本計画は、目標年度を令和11年度とし、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画の期間とします。

ただし、農業環境の変化に対応するため、5年ごとに計画の見直しを行います。

年度	平成22年度 ～ 令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計画	第1期	第2期 豊穰の郷基本計画(期間10年)									



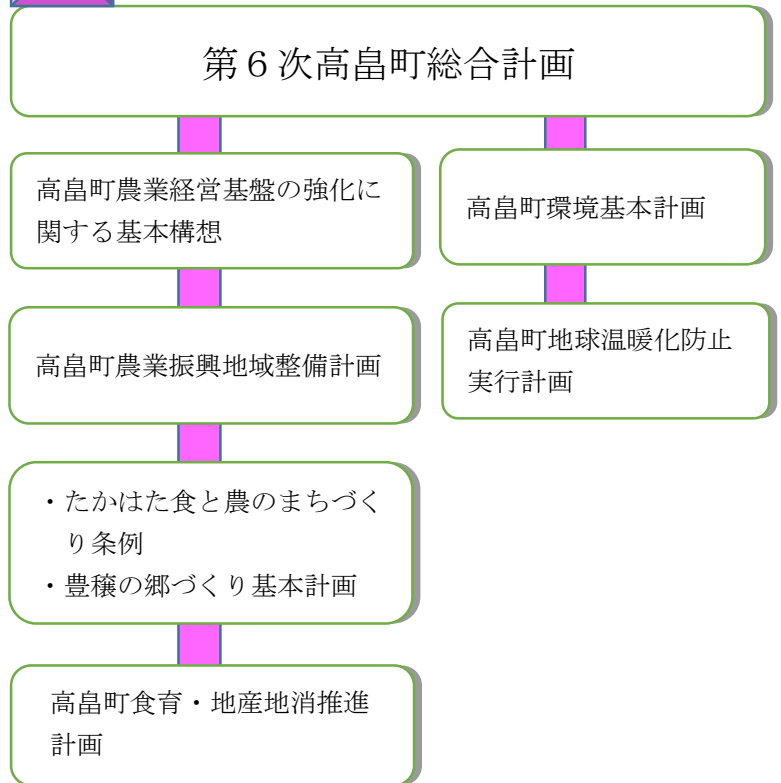
### ●計画の位置づけ



- ・新たな食料・農業・農村基本計画
- ・食育推進基本計画



- ・山形県有機農業推進計画
- ・山形県食育・地産地消推進計画





## 第3節 各主体の基本的な役割

本計画を推進し具体的な取り組みを実施していくためには、高畠町はもとより、国や県の行政、JA山形おきたまをはじめとする農業関係団体や生産者だけでなく、消費者である多くの町民や事業者が計画の主旨や内容を理解し、協力・共同・連携して行く必要があります。

そのため、「たかはた食と農のまちづくり条例」の基本理念に基づき、農業・農村が持つ機能的役割の重要性や農村文化を次世代に引き継ぎ、地域資源の活用と町民の健康を守り、魅力ある農林業が息づくまちづくりを目指すものとし、本計画の前提として各主体の基本的な役割（基本姿勢）を次のように設定します。

### （１）生産者・農地所有者の役割

生産者は、安全かつ安心な農産物を安定的に生産・供給していく主体です。また、地域の自然環境や農地保全はもとより、地球温暖化の抑制にも大きな役割を果たしていることを認識し、町民や行政等と連携しながら農業及び農村の振興に努めるとともに、自ら所有している農地やその周辺環境を保全し、自然循環機能を維持増進させる役割を担います。

### （２）農業関係団体の役割

農業に関する活動や農産物の生産を行う農業関係団体は、農業団体の構成員のみならず、広く町民とも連携して本計画の実現に主体的に取り組む役割を担います。また、町が実施する施策・事業に積極的に参加し、協力する役割を担います。

### （３）事業者の役割

食品の加工、流通又は販売に関わる事業者をはじめ、宿泊施設・飲食に関わる事業者は、地元で生産された農産物を積極的に使用するよう努め、地元農産物の提供及び宣伝に貢献する役割を担います。また、食品ロスをできるだけ削減し、食物残さ等を適正に処理するなど、資源循環型地域社会づくりに取り組む役割を担います。

### （４）消費者（町民）の役割

消費者は、食に関する適切な知識を身に付け、農業及び農村の果たす役割に対して理解を深めるとともに、地球環境や自然環境と調和した地域の食文化及び地域資源を維持できるよう、エシカルな消費※1に努めます。

※1 エシカルとは、英語で「倫理的な、道徳的な」という意味。価格のみによらず、地球環境に配慮したものを選ぶことにより、社会貢献につなげる消費行動を指す。ここでは、海外産より国内産、国内産より県内産、県内産より町内産の農産物をより積極的に選択・消費するといった意味合いで使用しています。

### （５）町の役割

町は、たかはた食と農のまちづくり条例の理念にのっとり、町民や事業者、生産者や農業団体、国や県、その他の機関と連携し、施策や事業の推進に必要な支援制度等の整備を的確に行う役割を担います。



また、健康の増進を目的とした健全な食生活の推進や、地球温暖化対策・環境保全を前提とした循環型農業を推進するとともに、町民との協働によって自立した地域社会づくりを進める役割を担います。



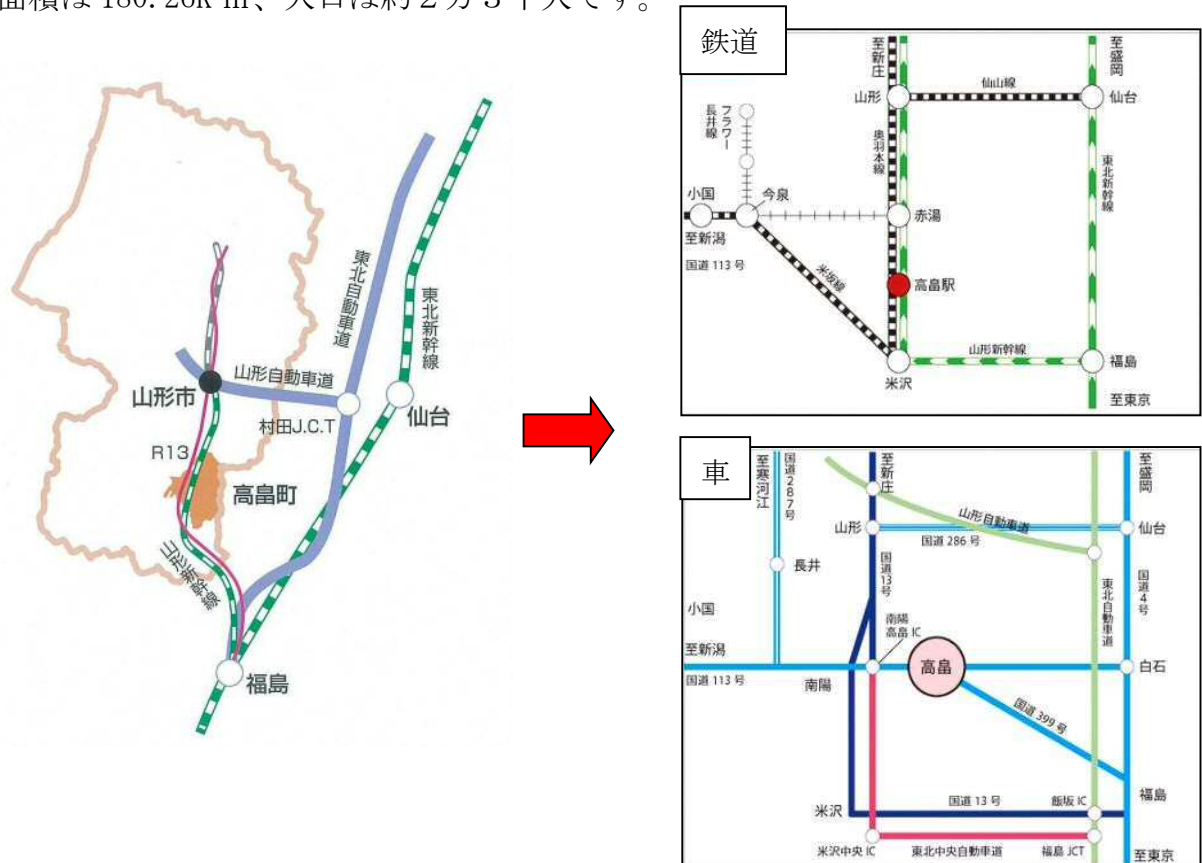


# 第1章 高畠町農業の特性と主要課題

## 第1節 高畠町の農業

### (1) 位置・交通

本町は、山形県南東部の置賜盆地に立地し、奥羽の山並み深くに源流をもつ屋代川、和田川の扇状地に拓けた緑豊かな町です。東西 15.6 km、南北 20.7 km と南北にやや長く、面積は 180.26K m<sup>2</sup>、人口は約 2 万 3 千人です。



本町は、置賜地方の中心都市米沢市までは 15 km、県都山形市までは 40 km、また、福島市や仙台市、関東圏への交通網の整備が進み、山形新幹線や令和元年に開通した東北中央自動車道により、経済や人的交流が大幅に増加しています。

### (2) 気候

本町の気候は、盆地特有の内陸性気候で、夏期、冬期の寒暖差が大きく、特に冬期は大陸からの季節風の影響により多量の降雪があります。近年は、地球温暖化の影響もあつてか、局地的な集中豪雨の発生や暖冬で降雪量が減少し、農業用水の不足や災害による農作物への被害が多くなっています。

最高気温	38.1℃	初霜(平均)	10月12日
最低気温	-19.2℃	終霜(平均)	5月10日
平均気温	10.9℃	無霜日数	193日
年間降水量	1,309mm	降雪日数	62日
年間日照時	1,542hr		



### (3) 農業の特色

本町はかつて屋代郷と呼ばれた穀倉地帯で、奥羽山系を源流とする水利と盆地型気候に恵まれ、約4,000haの農用地が広がっています。また、奥羽山麓沿いには270ha余りのぶどうが栽培されており、デラウェア生産では全国一を誇るとともに、近年ではシャインマスカット等の大粒ぶどうやおよそ100年前に国内に導入された当初から栽培され続けている西洋なしのラ・フランスは特産品として消費者の高い評価を受けています。

畜産も盛んで、特に酪農については山形県酪農の発祥の地ともいわれる伝統と歴史の上であって、東北や全国共進会でも優秀な成績を残しており、高い生産技術を誇っています。

### (4) 有機農業

農業の規模拡大と機械化による近代農業は、より多くの所得を求めて農家の出稼ぎや兼業化を進める結果を生みました。これに疑問をもった青年達が自給自足と近代農業に対する「もう一つの農業」の可能性、有機農業を志し、昭和48年に有機農業研究会を立ち上げたのが、当町の有機農業の始まりです。当初は、機械化と化学肥料、農薬使用が一般化している中での取り組みで、批判や偏見の目で見られる場合が多く、10年間は試行錯誤の連続でした。その後、独自に消費者団体との連携と交流を軸とした運動に取り組み、平成2年に農業体験塾が和田地区と屋代地区に相次いで組織されると、全国から農業体験や就農を希望する人々が訪れるようになり、町を挙げた地域運動に発展してきました。平成9年には、有機農業者グループで作る「高島町有機農業推進協議会」が組織されたのを契機として、安心・安全な農産物の生産と、環境に配慮した農業を進めています。また、令和元年には、第1回オーガニックラボを町内で開催し、「高島有機で~きっかけづくり」をテーマに、安全安心な有機農産物やそこから生み出された加工品を積極的に取り入れることによる健康づくりを、全国に情報発信しています。



### (5) 農業教育

近年、農業は食料を生産するだけでなく、自然災害の発生を未然に防止し、地球温暖化を抑制し、人々に心の安らぎを与える等、農業が持つ多面的機能が注目されています。

本町では都市住民との人的、文化的交流として、グリーンツーリズムや都市圏の中学、高校生の修学旅行での農業体験、大学ゼミの受入を積極的に進めています。

和田地区にある「農産物加工施設やログハウス風宿泊施設（ゆうきの里さんさん）」を中核施設として活用しています。また、地域農業の維持発展を進めるため、地元でとれた農産物を地域住民自身が消費する「地産地消」として、町内小中学校給食への農産物提供や学校農園を設置して、小中学生に「食育」教育を行っています。

平成20年9月に制定した「たかはた食と農のまちづくり条例」は、農業が持っている多面的機能や食料自給率、環境問題について、生産者だけでなく町民全員で取り組み、豊かな農用地や景観、伝統を次世代に伝えていくための意志表示でもあります。

【ゆうきの里さんさん】





## 第2節 高畠町農業の問題点

農業は当町の基幹産業であり、農業の衰退は町経済に大きな影響を及ぼします。本町農業の問題点をあげると次のようになります。

### I 後継者不足と新規就農者の激減、営農意欲の減退

- 昭和40年代からの高度経済成長の中で、第2次、第3次産業への就業者が増加し、農家数、農業就農者数が毎年減少しています。結果として就農者の高齢化が急速に進んでいます。また、近年の新規就農者は町全体で毎年10名以下と極端に少なくなっています。
- 高齢化、後継者不足の背景には、他産業への流出の他に輸入農産物による価格の低下、米の消費減少による生産調整対策の強化と価格下落、生産資材の高騰による農業所得の減少など、農業経営が困難なことがあります。
- 都市からの新たな就農希望者が数多く定住していますが、減少する農業者を補える状況にはありません。
- 中山間地域を中心に、サルや熊などの有害鳥獣被害が深刻で、近年、場所を問わず大幅に増加しているイノシシの被害が営農意欲の減退に拍車をかけています。

### II 耕作放棄地の増加と営農環境等の悪化

- 町農業委員会が令和元年度に調査した町内の耕作放棄地（遊休農用地を含む）は約130haにもなっています。
- 耕作放棄地は、中山間地域のぶどう園跡地や生産調整での転作地、さらに農用地の未整備地が多く、今後、農業者の高齢化や後継者不足に伴い、年々増加することが危惧されています。
- 耕作放棄地は、雑草が生い茂り病虫害の発生や有害鳥獣が身を隠す場所にもなり易く、周辺の優良農用地や住環境に悪影響を及ぼしています。
- 冬期間に降雪があり周年栽培が困難な当町では、中山間農用地の有効活用が極めて困難で、樹園地等の平坦部への誘導が必要です。
- 土地基盤整備が遅れている（整備率約80%）農地が多く、作業効率の悪さが問題となっています。

### III 農畜産価格の低迷と生産資材の高騰

- 平成20年後半に米国のサブプライムローン破綻に端を発した世界規模の経済不況（リーマンショック）は、日本経済にも深刻な影響を与え、消費者物価の下落とともに農産物価格も低迷しました。また、令和元年末に始まったとされる新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が、農産物の需要低下と価格の低迷を引き起こしています。



- 少子高齢化社会や食の多様化により、米の消費量が毎年2%程度の減少を続けており、米需給均衡化対策による米の生産調整が大きな負担となっています。
- 原油価格の高騰と穀物のバイオマス燃料への転換増を受けて、農業生産資材や輸入粗飼料が高騰し、農業所得の確保が困難となっています。

#### IV 農地の流動化や利用集積、集落営農の遅れ

- 営農規模拡大と効率的農業を展開するため、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）に基づいた認定農業者への農地流動化や利用集積を進めていますが、農地の点在と未整備等により集積は進んでいない状況です。
- 兼業比率が高く複合経営が多い当町では、集落営農や農業生産法人設立を進めていますが、集団的な営農体制を構築するのが難しく、集落営農が進んでいないのが実情です。



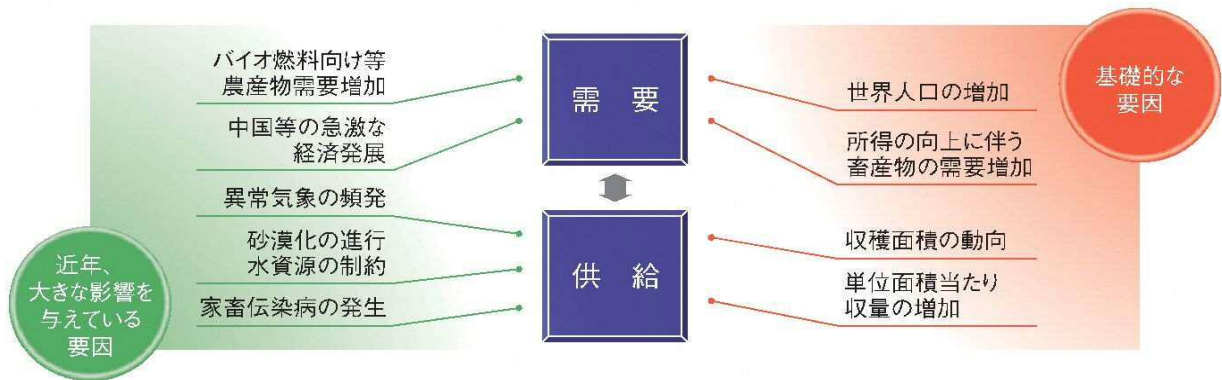
### 第3節 日本の農業を取り巻く社会環境

国内農業は、地球規模の気候変動や発展途上国での人口増、更には経済のグローバル化により非常に厳しい環境となっています。

#### I 深刻化する食料問題や環境問題

- 世界の食料需給は人口増加や所得向上に伴う需要の増加、収穫面積、収穫量の動向によって左右され、近年ではバイオマス燃料需要の増加、毎年のように起こる豪雨や台風による自然災害、夏の異常高温による農作物の高温障害など、地球温暖化が原因と言われる異常気象の頻発等が食料需給に大きな陰を落としています。  
また、国内農業の食料自給力を構成する要素である農地・農業用水、担い手、技術等を確保する重要性や、農業の付加価値を高める環境対策の重要性が高まっています。
- 大気汚染や水質汚濁、地球温暖化などの地球環境の悪化が懸念されるとともに、石油などの化石燃料の枯渇が危惧されています。農業分野においても環境への負荷を軽減した資源循環型農業への取り組みを、より一層進めていく必要があります。

食料需要を決める要素



資料：農林水産省作成

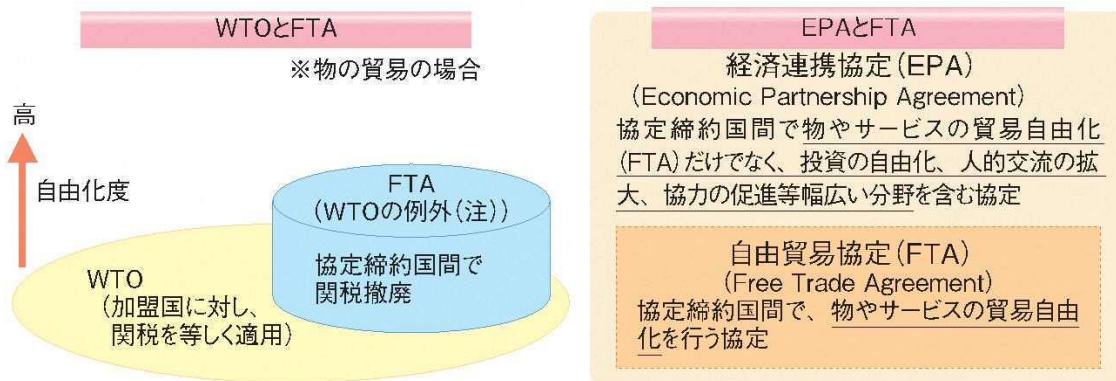


## II FTA、EPA、TPPの進展と貿易環境の変化

- 加盟国・地域が共通の貿易ルールを決める世界貿易機関（WTO）交渉や特定の国・地域間で関税撤廃等を協議するEPA（経済連携協定）/ FTA（自由貿易協定）に関する交渉が、国内農業に重大な影響を与えるとの不安があります。

さらに、平成29年に日本は、アジア太平洋にフェアでダイナミックな「一つの経済圏」を構築する試みである環太平洋パートナーシップ協定（TPP）を締結し、平成30年に協定が発効されました。農産物の輸出入にかかる環境の変化に対応することが求められています。

- 世界的な食料不足が懸念される中で、穀物等の輸出規制をかける国々が増加するとともに、海外からの農産物輸入において、中国を初めとした輸入国間入札で競り負ける事態が起きています。



資料：農林水産省作成

注：WTO協定上の条件(GATT第24条)は「[実質上すべての貿易] について関税撤廃を行うこと」

## III 食の安全性や健全な食生活に対する関心の高まり

- 近年、輸入農産物の残留農薬や食品の不正表示、産地偽装問題が発生し、消費者の食の安全・安心への関心が高まっています。
- 外食や中食の利用割合の増加等により、家庭における調理時間や食事時間の減少とともに、食の大切さを知る機会が失われつつあります。平成17年7月に制定された「食育基本法」を基に、国民が豊かな人間性を育むための「食育」の重要性が見直されてきています。
- 残留農薬問題や環境破壊、更には遺伝子組み替え作物等の安全性への疑念を背景に、有機栽培や特別栽培を意欲的に取り組む生産者が増加しています。



#### IV 農村の衰退と農業・農村の持つ多面的機能への期待

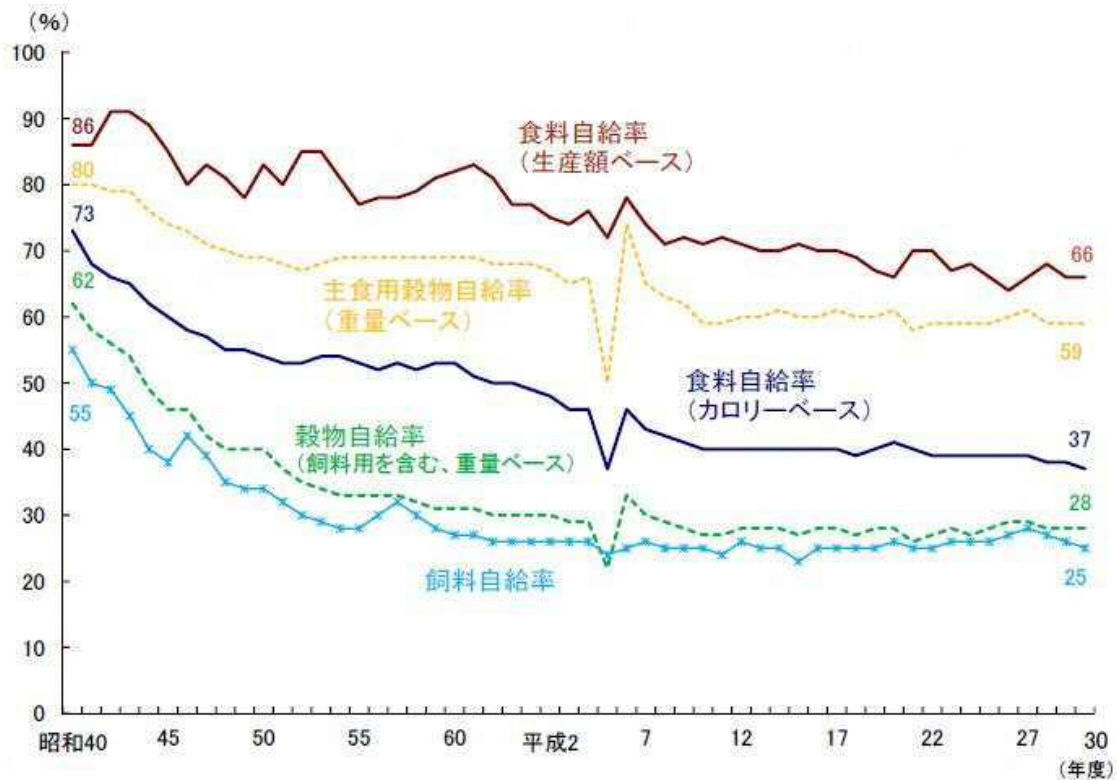
- 日本経済の発展過程において、多くの農業者は他産業に就労を求め、農村部における過疎化や農業後継者不足・高齢化が進行した結果、農村社会の衰退が進んでいます。
- 農業は食料を供給する機能のほか、国土保全、水源涵養、自然環境の保全、景観形成、農村文化の伝承など、多くの機能を有しています。しかし、農業者数の減少等により耕作放棄地や荒廃地が増加しており、農地本来の機能の低下が懸念されています。
- 近年、豊かな自然環境や田園風景に触れたり、心の豊かさを求めて農業を志す都市生活者が増加しています。また、近年の経済危機の中で新たな雇用先として、農業に期待が高まっています。特に、医療技術の発展や豊かになった食生活により、人生100年時代を迎える今、農村における農業生産活動や地域活動の新たな担い手として活躍できる仕組みを構築していくことが求められています。





## V 食料自給率の向上に向けた取り組みの必要性

- 日本の食料自給率は、主要先進国の中で最低水準で、昭和40年度に73%あった自給率（供給熱量ベース）は、平成30年度には37%にまで減少しています。この背景には、高度経済成長をはじめとする社会経済情勢の変化による食生活の変化があります。また、食の外部化が進展する中で、外食や食品加工業等の業務用需要の高まりに、国内生産が十分に対応しきれていないことも自給率が低下した要因としてあります。
- 令和2年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画において、令和12年度の食料自給率目標（供給熱量ベース：45%、生産額ベース：75%）が設定され、①農林水産物・食品の輸出促進 ②消費者と食・農とのつながりの深化 ③総合的な食料安全保障の確立 ④担い手の育成・確保 ⑤中小・家族経営など多様な経営体による地域の下支え ⑥農地集積・集約化と農地の確保 ⑦需要構造等の変化に対応した生産供給体制の構築・生産基盤の強化 ⑧気候変動対応等の環境政策の推進 ⑨地域資源を活用した所得・雇用機会の確保 ⑩農村に人が住み続けるための条件整備 ⑪地域の体制・人材づくりと魅力の発信 ⑫関係府省で連携した仕組みづくりなど各種の講ずべき施策により、農業・農村の持続性を高め、食と環境を次世代に継承することとされました。



資料：農林水産省作成





## 第4節 高島町農業の主要課題

### (1) 安全・安心な農産物の生産

食料は、私たちが生きていくために欠くことのできないものです。

国内の食料生産は、戦後の食料不足を克服するため増産政策が昭和40年代まで続き、昭和50年代は良品志向、昭和60年代以降の高度経済成長期には高付加価値を求めるブランド志向へと変化してきました。しかし、平成13年に牛海綿状脳症（BSE）の感染牛が国内で初めて確認されたのを初め、近年では、鳥インフルエンザ、豚インフルエンザ、豚熱（CSF）といった感染症が国内で発生していることにより、食の安全・安心に対する消費者の関心がますます高まっています。また、平成18年の輸入農産物への農薬残留や食品の不正表示、平成20年の輸入米のカビ汚染や加工・飼料米の主食米流用、産地偽装問題で、国や流通業者への不信感が高まりました。

このような状況の中で、国は、平成15年度に食品の安全性の確保に関する基本理念を定めた「食品安全基本法」を制定し、ポジティブリスト制度やトレーサビリティ制度を導入して、消費者の信頼確保に努めています。



本町では、昭和36年に制定された農業基本法による農業の規模拡大と機械化による近代農業に疑問をもった青年達が、「もう一つの農業」の可能性、「有機農業」を志し、昭和48年に有機農業研究会を立ち上げ、安全・安心な農産物の生産に取り組みました。当初は機械化と化学肥料、農薬の使用が一般化している中で、他の生産者から近代化に逆行する取り組みとして批判や偏見の目で受け止められ、普及には困難を極めました。

このような状況の中で、有機農業への理念を消費者に理解してもらうため、独自に消費者団体との提携と交流を進め、当初の地域自給運動から都市消費者と手を結ぶ社会運動へと発展し、現在では農地保全や環境に配慮した生産活動へと発展しています。

このように、本町では安心・安全な農産物の生産を基本として、農業者、農業団体が連携して有機栽培や特別栽培を推進しており、令和元年度の主食用水稲作付面積の約40%を占めております。しかし、専業農家が減少している中で、手数がかかる栽培方法であることから、効率的な栽培技術の確立が課題となっています。

また、水稲が中心となっている有機・特別栽培を果樹や畑作にも普及拡大していくことが、消費者の信頼を得るうえで重要であり、これらの取り組みの拡大が課題となっています。



## (2) 食育

近年、社会経済構造が大きく変化する中で「食」の多様化が進み、好きな物をいつでもどこでも食べることが出来る食生活が実現した反面、6割強を輸入している日本では、食べ残しなど「食」を大切に作る心の欠如などが問題となっています。

また、生活習慣の変化などにより、不規則な食生活が増え、偏食による栄養バランスの偏りが児童生徒や若い世代に増えてきています。偏食や欠食などの食生活は、肥満や生活習慣病を増加させ、次代を担う子供達の心身の成長への影響が懸念されています。

平成17年に「食育基本法」が制定され、平成18年に策定された「食育推進基本計画」を受け、山形県においても「山形県食育・地産地消推進計画」が策定され、食育への取り組みが行われています。

当町は、農業を基幹産業として全世帯のおよそ21%弱の世帯が農業に関わりを持ち、子供たちも農業を手伝う機会が少なからずある状況です。しかし、農業の近代化や生活環境の変化から、子供たちが職業として農業を選択することが少なくなるなど、家庭において、農と食の距離が開き、関心が薄まっていることが推察されます。

一方で、町内の全小中学校では、学校給食に地元農産物を使用するとともに、学校の実習農園に自分たちで食べる野菜栽培をしたり、地域の協力で、農業体験や生育観察といった総合学習を積極的に取り入れて、食農教育を進めています。

帰宅すれば、小学生になっていたお兄ちゃんの方も含め、おばんちゃが焼きおにぎりを三個作って待っていてくれる。孫たちは、かばんやお菓子でなく、こんがりと焼けたおにぎりが何よりのおやつなのである。・・・足腰が弱って外仕事ができなくなってからも曾孫の好物のおにぎりを作って、学校からの帰宅を待っていてくれた。そして、生活面の躰や、時折、宿題まで見てくれる。・・・

四世代同居の八人家族が、温かい絆で結ばれて、簡素であっても心豊かな暮らしができた核のところに、おばんちゃのおにぎりがある。

星 寛治『「耕す教育」の時代』より



地元小学生の農業体験



食育は、乳幼児施設や学校、地域だけの取り組みでなく、家庭や社会において広く推進していく必要があります。また、自分達の町で生産された農産物を、自分達が食べることのできる喜びを家庭や学校で話し合い、食べ物の大切さを町民みんなが認識する環境を整えていく必要があります。

これらの食育の取組みを総合的かつ計画的に進めるため、町では「高島町食育・地産地消推進計画」を令和2年2月に策定し、町民一人ひとりが「食を通じたいきいきとした暮らし」の実現が出来るよう関係団体等が連携し、工夫を凝らした活動に取り組んでいます。

### (3) 地産地消と流通・消費

当町の食料自給率は、農産物の複雑な流通経路により正確に把握することはできませんが、水稲や一部果樹以外の農作物は100%を大きく割り込んでいると推定されています。

町内の大手スーパーの店頭には、多種多様な農産物が一年を通じて並べられており、他県産を示す生産地表示も多く見受けられますが、地産農産物が陳列されているインショップを取り入れる店舗が増えてきています。また、生産者個人または生産者団体が運営する農産物直売所や朝市等において、町民が直接購入する場もつくられ、利用されるなど、農産物の流通形態の多様化が見られます。

今までは、農業生産者の所得をより多く確保し安定的に販売するため、取引価格の高い大消費地への市場出荷が中心でしたが、生産者自らが消費者のニーズに合わせた、新たな市場開拓も進んでいます。特に、インターネットを利用した通信販売は、栽培手法にこだわり、消費者と顔の見える販売手法として定着しています。

近年、農産物の販売においては、「こだわり（栽培方法）」と「知名度（ブランド）」といった要素の重要性がさらに増しています。これは、国内景気の低迷が農産物価格に影響し、農業経営が困難な状況のなか、新潟県魚沼産こしひかりや夕張メロン、米沢牛といった知名度の高い農畜産物価格は堅調で安定していることから推察されます。

消費者が望む安心・安全な農畜産物の産地として、生産品の差別化と知名度向上に向けた取り組みとして、当町においても平成20年度からたかはたブランドの農産物としては初めて、高島産つや姫が認証されました。今後も、高島産つや姫だけにとどまらず、新たな農産物のブランド化に向けて、行政、農業者・農業団体、流通を始めとする食品産業の事業者、消費者の連携強化を促進していくことが重要です。

### (4) 多様な担い手の確保と交流活動の促進

当町の農業従事者数は減少の一途をたどっており、農業労働力の中核は高齢者によって支えられている実態にあります。近い将来、農業を支えてきた高齢者の多くが引退することが見込まれ、農業労働力の脆弱化が進行しつつあります。

農業後継者の確保や担い手の育成については、行政や農業団体などで多種の支援を長年進めてきましたが、その成果が出ていないことの検証を行うことが必要です。第6次高島町総合計画では、若者があこがれる「かっこいい」「もうかる」農業づくりを支援していくこととしています。



近年、農業が持つ多面的機能の見直しや農業（自然）回帰の中で、都市から新たな就農希望者が増加傾向にあり、当町にも多くの都市住民が定住（I J Uターン）しています。

また、有機農業や修学旅行で都市部の中学・高校生、大学生が、年間200名程度、当町を訪れ、「たかはた共生塾」や「屋代村塾」といった、生産者が運営する交流組織が窓口となって農家民宿や農業体験を行っており、当町の交流活動の中核を担っています。

都市と農村との交流は、昭和50年代から生協を始めとした消費者団体との交流から発展し、現在に至っていますが、今後は、相互交流を拡大し、農産物の販路拡大に結びつけていく必要があります。



## 第2章 農業の目指すべき方向

平成20年9月に制定した「たかはた食と農のまちづくり条例」の基本理念に基づき、本計画の策定にあたり重視すべき視点を整理し、本町の農業特性と主要課題を踏まえたうえで、町民総参加による「食と農のまちづくり」を達成するための基本目標を設定します。

### 第1節 重視すべき視点

農業の継続的な振興を図るためには、食と農の重要性と農業が持つ環境保全や国土保全、地球温暖化の抑制といった多面的役割を町民みんなが理解した上で、これらの機能を守り、先人の築いた文化遺産や伝統とともに、後世に伝えていくといった視点が重要です。

本計画策定に当たっての重視すべき視点を整理しました。

#### 視点1 「相互理解」の視点 ～「農」に対する町民理解の促進～

- ☆ 生産者には、できた物を売るのではなく、消費者が求める物を生産することが求められています。
- ☆ 農業は、農産物を生産・供給するだけでなく、自然環境の保全などの多面的機能を有しています。
- ☆ 農産物の価格が再生産可能な価格でないと、農業自体が衰退します。
- ☆ 国内の食料自給率は、先進国で最低水準まで低下しており、食料自給率を早期に向上させる必要があります。
- ☆ 地場産農作物は、季節感と作物本来の食味を体で知ることができます。
- ☆ 農業を守り育てていくためには、町民一人ひとりが「農」を支えていくという共通認識が必要です。

#### 視点2 「安心・安全」の視点 ～有機・特別栽培の普及拡大～

- ☆ 消費者は、安心・安全な農産物（生産者や栽培履歴が確認できるもの）を求めています。
- ☆ 有機農業や特別栽培の農産物は、植物本来の生命力により病害虫に負けずに成長したものであることから、これらの農産物を食べることで感染症に負けない免疫力向上や健康増進効果が期待されています。
- ☆ 遺伝子組み替え作物栽培には、生産者、消費者ともに消極的で、町民自らは栽培しないこととしています。



- ☆ 有機農業や特別栽培の面積を拡大するには、多大な労力問題と栽培技術の確立が必要です。

**視点3**

**「環境創造」の視点**

**～地域資源を活かした循環型農業の展開～**

- ☆ 農業は、農道や水路などの生活環境から、自然生態系までの幅広い環境に関わっています。
- ☆ 農業で使用する生産資材や肥料あるいは生産技術には、自然環境や自然生態系に悪影響を及ぼす場合があります。
- ☆ これからは、環境保全と資源循環による環境負荷の少ない、地域環境を守り育てる農業が求められています。
- ☆ 農林業から発生する糞尿や間伐材等を活用した、バイオマス関連事業が注目されています。

**視点4**

**「人育て」の視点**

**～「農」に携わる多様な人材の育成～**

- ☆ 農業を産業として発展させていくためには、経営感覚に優れた若い人材の育成が必要です。
- ☆ 担い手農家だけでなく、兼業農家や自給農家も、町内の農地保全や施設保持にとって重要です。
- ☆ I J Uターンによる新規就農者や農業後継者が、農業全般や田舎暮らしについて相談できるサポート体制及び受入のための体制整備が必要です。
- ☆ 日頃より、学校や家庭において「農業の必要性」や「食の安全」について話し合ったり体験する、食育活動の推進が必要です。
- ☆ 農福連携をはじめとした、多様な人材の活用促進が必要です。

**視点5**

**「地域づくり」の視点**

**～農業を媒体とした地域活動の推進～**

- ☆ 農業・農山村は高齢化・人口減少など、極めて厳しい環境に置かれていますが、その一方では、農業生産法人や集落営農組織を立ち上げ、意欲的に農業に取り組んでいる農業者や地域があります。
- ☆ 経営所得安定対策など、新たな農業政策が進められる中で、行政と農業者が担う役割を明確にし、農業者による意欲的な取り組みを支援する必要があります。
- ☆ それぞれの地域に暮らす人々が、自らの将来を考え、協同して豊かな地域をつくり上げていく「町民主体の地域づくり」を推進していきます。
- ☆ 農業技術の向上や農地の集積、土地利用の効率化を進めるには、人・農地プランの実践による集落営農活動を活性化する必要があります。



## 第2節 将来像と基本目標

### 基本目標

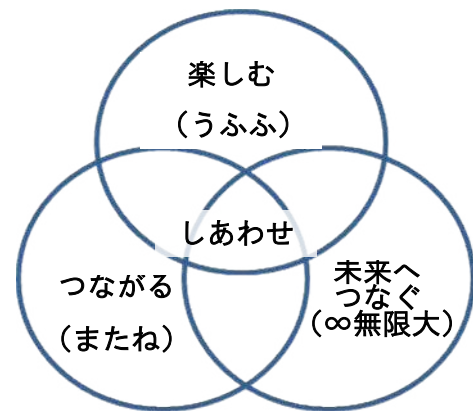
当町は、令和元年度からスタートした「第6次高畠町総合計画」における“めざす町のすがた”を『ゆきかう「またね∞」あふれる「うふふ∞」』とし、これを実現するために「楽しむ」「つながる」「未来へつなぐ」の3つをまちづくりの大切な共通視点として位置づけ、関わる人たちが常に意識しながら、今も未来も一人ひとりが「しあわせ」を感じられる持続可能なまちづくりの実現に向けて取組みを進めることとしています。

#### ◆将来像と3つの視点のイメージ

楽しむ×つながる×つなぐ



持続可能な「しあわせ」な未来



当町が今後目指す農業は、平成20年9月に制定した「たかはた食と農のまちづくり条例」の理念である、農業及び農村が持つ機能的役割の重要性や農村文化を次世代に引き継ぐとともに、地域資源の活用と町民の健康を守り、地産地消、食の安全、環境保全型農業の推進により、『魅力ある農林業が息づく農商工が連携したまち』の実現を目指します。



## 高島町の目指す将来像

将来像の実現に向けて、5つの基本目標を設定します。

魅力ある農林業が息づく農商工が連携したまち

### 基本目標 1 安心・安全な農産物の生産

- 有機農業推進計画を策定し、有機・特別栽培による農産物の生産を推進します。
- 町内での遺伝子組み替え作物栽培を規制するとともに、近隣市町へも協力を要請します。
- エコファーマーの普及や栽培履歴の表示を推進し、消費者が安心して購入できる農産物生産を推進します。
- 安全で付加価値のある農産物の生産振興に努め、高島ブランド認証制度による農産物の差別化（ブランド化）を図ります。

### 基本目標 2 地産地消の推進

- 学校給食、直売所・市場出荷など、町民に新鮮で安全な農産物を供給するための地域内流通組織の育成を推進します。
- 食育・地産地消の推進により、農業者と消費者間における農業及び食への相互理解を図り、産地直売などを通じた生産者と消費者の顔が見える関係づくりを継続し、町内産農産物の消費拡大を進めます。
- 農用地の有効利用を推進して、地域条件にあった野菜や穀類のほか、地域の飲食店や食品加工業者のニーズに即した農産物の栽培拡大を図り、ビジネスマッチングの推進により地域内自給率の向上を目指します。

### 基本目標 3 農業を通じた環境保全型農業の推進

- 農業・農地が持つ多面的機能の保持・増進に向け、環境保全型農業を推進します。
- 地域ぐるみで環境保全活動を推進し、農業を通じた地域環境の保全を図ります。
- エネルギーの自給率を高めるため、農畜林業から発生する地域資源の有効利用を推進します。





魅力ある農林業が息づく農商工が連携したまち

#### 基本目標 4 農業後継者等の育成

- 次世代を担う新規就農者の確保を図るとともに、行政と農業団体が連携して経営や技術指導のサポート体制を整備します。
- 集落営農組織活動を活性化させ、意欲のある農業後継者への農地集積を推進します。
- 経営感覚に優れた若い人材の育成を図る一方、他産業からの新規就農者の受入体制を整備します。

#### 基本目標 5 都市と農村との交流

- 農山村の多彩な地域資源を活かし、農業体験や援農を通じた都市住民との交流を推進します。
- 当町の農業情報を全国に発信し、農産物の販路拡大や消費者のニーズに沿った双方向の流通・販売体制をつくります。



町内ぶどう品評会



## 施策の体系

### 基本目標

1. 安心・安全な農産物の生産

2. 地産地消の推進

### 基本施策

(1) 「食」のたかはたブランドを推進します

(2) 有機農業を核とする農業を推進します

(3) 遺伝子組み替え作物の栽培を規制します

(1) 農畜産物の地産地消を推進します

(2) 町内農産物の自給率を向上します

(3) 農地を有効に活用します

### 単位施策

農産物ブランド化の推進

流通販売戦略の展開 (PR 活動)

農産物輸出の海外への展開

有機農業の推進 (推進計画の策定)

安全で安心な農畜産物の生産振興

有機 J A S 認証及び G A P の推進

有害鳥獣対策の推進

町内での栽培規制の徹底

加工品への使用自粛運動の推進

地元農畜産物を消費、活用する取り組みへの支援

地元農産物購入運動の推進 (地産地消計画の推進)

生産者と消費者の食の相互理解 (食育の推進)

農業の第 6 次産業化への展開

地産地消情報の紹介と発信

地域内食料自給率の向上対策

水田を活用した新規需要米の生産振興

多様な農産物の生産

遊休農地、耕作放棄地の有効活用

市民農園の整備

農業への民間企業の参入支援

棚田振興法の活用



### 基本目標

3. 農業を通じた環境保全型農業の推進

4. 農業後継者等の育成

5. 都市と農村との交流

### 基本施策

- (1) 豊かな自然を継承します
- (2) 環境に配慮したライフスタイルを実践します
- (3) 持続可能な農業を推進します
- (4) 公害等の環境負荷を減らします
- (5) エネルギー自給率を高めます
- (1) 次代を担う人材や団体を育成します
- (2) 歴史・文化遺産の保存に努めます
- (1) 都市との交流による農山村地域の活性化に努めます

### 単位施策

- 里地里山、森林保全活動の促進
- 鳥獣被害防止計画の推進
- 小中学校での環境学習の支援
- 地域に根ざした食の普及
- 中山間地域などへの移住の促進
- 多面的機能支払組織の支援
- 環境保全型農業の普及支援
- 環境保全活動の推進
- 家族農業の支援
- スマート農業の推進
- 悪臭、水質汚濁防止対策の強化
- バイオマス利用等の推進
- 農業分野を中心とした後継者、新規就農者への支援
- 人・農地プランの推進
- 各種団体の活動への支援
- 豊かな自然の継承
- 伝統芸能、地元民話の継承者の育成
- 技術の伝承などのネットワークづくり
- 農業体験交流活動の推進
- グリーンツーリズムの推進



## 第3章 基本目標を実現するための行動指針

### 1. 安心・安全な農産物の生産

#### (1) 食のたかはたブランドを推進します

##### ① 農産物ブランド化の推進

- ・農産物の付加価値を高め、消費者に信頼して購入してもらえる様、「たかはたブランド認証制度」の拡大に努めます。
- ・全国一のデラウェア産地として栽培面積を維持し、市場や大手スーパー等の需要に対応できる生産体制を強化します。
- ・消費者の嗜好に合わせた葡萄中粒種やシャインマスカットの栽培面積を拡大し、継続的な有利販売に努めます。
- ・プレミアムつや姫である「赤おに印のたかはたつや姫」を基軸とし、高畠産米のさらなる品質の向上と様々な手法による発信を行い、日本を代表する米の産地を目指します。

##### ② 流通販売戦略の展開（PR活動）

- ・「たかはたブランドナイター」や「ラ・フランスフェア」、「たかはたフェア」等のイベントを大消費地圏で開催し、高畠産農産物の知名度アップと消費者との交流拡大を図ります。
- ・消費者へのブランド品目の浸透を図るため、ブランド名、ロゴ、パッケージ等を統一し、高畠産ブランドのイメージアップと効果的なPRを行います。

##### ③ 農産物輸出の海外への展開

- ・地元企業や輸出先企業と連携して、輸出に向けた商談会への参加を積極的に行い、輸出先の需要に対応した生産体制や新たな販路の開拓を行います。

#### (2) 有機農業を核とする農業を推進します

##### ① 有機農業の推進（推進計画の策定）

- ・当町が目指す安心・安全な農産物の生産を具現化するため、高畠町有機農業推進協議会や消費者、加工業者などの意見を踏まえた「高畠町有機農業推進計画」を策定すると共に、有機JASにこだわらない高畠町オリジナルの基準を設けることについて検討していきます。



② 安全で安心な農畜産物の生産振興

- ・ポジティブリストなどに関する制度の生産者等への普及・啓発、土壌診断や残留農薬検査の充実を図るなど、安全な農産物の生産方式を推進します。
- ・消費者の安心を確保するため、農産物取り扱い団体や生産者との連携の下で、生産者名や使用農薬などの情報を確認できるトレーサビリティの導入を促進するとともに、生産者と消費者に対して農薬等に関する正しい知識など、食の安全に関する情報提供を進めます。

③ 有機 J A S 認証及び G A P の推進

- ・消費者に「信頼して農産物を購入できる産地」と認識してもらうため、生産者が有機 J A S 認証及び G A P を取得するよう推進します。

④ 有害鳥獣対策の推進

- ・有害鳥獣の被害はイノシシ等の生息拡大により深刻化していることから、山形県鳥獣保護計画や高畠町鳥獣被害防止計画に基づき、適正な対策を推進します。また、鳥獣の生態や行動特性、被害状況について調査し、効果的な対策を研究します。
- ・有害鳥獣対策の取り組みにあっては、地域ぐるみの対応が効果的であるため、被害地域への啓発と活動支援に努めます。
- ・鳥獣被害防止実施隊の担い手である猟友会員の高齢化が進んでいることから、新たな隊員を確保するため、猟友会との連携のもと、農林業従事者や地域住民等の狩猟免許取得を推進します。

**(3) 遺伝子組み替え作物の栽培を規制します**

① 町内での栽培規制の徹底

- ・平成20年9月に制定した「たかはた食と農のまちづくり条例」の基本理念を実現し、当町産農産物の安全性を確保するため、人体や在来植物等への影響が懸念されている遺伝子組み替え作物の栽培を規制（実質禁止）します。また、家庭菜園や花壇に栽培される野菜、花等についても遺伝子組み替え種子の使用を行わないよう、広く町民に P R して理解と協力を要請します。

② 加工品への使用自粛運動の推進

- ・町内の食品加工業者と連携して、遺伝子組み替えで生産された輸入農産物（大豆、麦、デントコーン他）の使用を自粛する運動を展開します。
- ・町内の小売店、スーパーと連携して、遺伝子組み替え作物を原料とした加工食品の販売を自粛する運動を展開するとともに、消費者への啓蒙活動を強化します。



## 2. 地産地消の推進

### (1) 農畜産物の地産地消を推進します

- ① 地元農畜産物を消費、活用する取り組みへの支援
  - ・町内各直売所における品揃えの充実や農産物の安定供給、安全で新鮮な品質の確保、適正価格の設定、生産者側からの情報発信、顧客の確保など、直売所の経営安定、改善などを図るための取り組みを積極的に推進します。
- ② 地元農産物購入運動の推進（地産地消推進計画の推進）
  - ・地元農産物の学校給食への供給を始め、直売所や大手スーパー、飲食店などでの食材利用を拡大するとともに、都市圏での販路拡大のPR強化や町内流通を促進します。
  - ・公共関連施設を始め、町内の病院や民間企業の食堂・食品産業等において、町内産農産物の利用拡大を施すための普及・啓発を進めます。
- ③ 生産者と消費者の「食」の相互理解（食育の推進）
  - ・環境や健康にとって食や農業についての情報を正しく理解してもらうため、具体的な事業や活動を盛り込んだ「高島町食育・地産地消推進計画」に基づいた食育・地産地消の推進に取り組みます。
- ④ 農業の第6次産業化への展開
  - ・地域のコミュニティービジネス育成を目的として、農業者組織による直売施設や農産物加工施設等の整備を支援します。
  - ・当町産農産物の付加価値を高めるため、町内農産物加工業者と連携し、地域ごとの特産品開発を支援します。
- ⑤ 地産地消情報の紹介と発信
  - ・高島町や高島町観光協会、高島町商工会のホームページに、町内生産者情報や直売所情報を掲載して、だれもが簡単に地場産農産物を購入できるようにします。

### (2) 町内農産物の自給率を向上します

- ① 地域内食料自給率の向上対策
  - ・町内の農用地を有効に活用した市民農園を開設し、直接町民が農業に関わる環境を整備します。



- ・農産物直売所等と連携して、有機農産物や地場農産物を購入しやすい体制を整備します。
  - ・町内自給率を定期的に調査・公表し、町民の意識向上を図ります。
- ② 水田を活用した新規需要米の生産振興
- ・経営所得安定対策や水田活用の直接支払交付金を活用し、水田としての機能を発揮できる新規需要米の生産を推進します。特に、畜産粗飼料自給率を高めるため、ホールクroppサイレージ用稲や飼料用米の生産を振興していきます。
- ③ 多様な農産物の生産
- ・当町でも基幹農産物である米、ぶどう、りんご、生乳などが辛うじて自給率100%を確保しているに過ぎないことから、野菜類を始めとした多様な農産物の栽培を推進し、全体的な自給率の向上を推進していきます。

### (3) 農地を有効に活用します

- ① 遊休農地、耕作放棄地の有効活用
- ・高畠町農業再生協議会を中心として、町内の耕作放棄地調査や再生利用計画を策定します。
  - ・再生利用計画に基づいて農用地への復元を推進するため、賃貸借利用権の調整や復元経費への支援を行います。
- ② 市民農園の整備
- ・町民がいつでも土に親しめる環境を提供することは、消費者に農業を理解してもらう機会の提供と通じることに着目し、地元の農業者や地域との関わりを重視した農業体験を目的とした「市民農園」設置を支援します。
- ③ 農業への民間企業の参入支援
- ・耕作放棄地の再生や農用地の有効活用を推進するため、農業者や農業生産法人だけでなく、民間企業の農業参入を支援していきます。
- ④ 棚田振興法の活用
- ・棚田振興法を活用し、棚田の保全と有効活用を推進していきます。



### 3. 農業を通じた環境保全型農業の推進

#### (1) 豊かな自然を継承します

##### ① 里地里山、森林保全活動の促進

- ・人工林の除間伐を推進し、優良林の育成を図ります。
- ・森林病害虫による里山の荒廃を防ぐため、伐倒駆除等を実施します。
- ・みどりの少年団を結成し、森林の重要性を次世代に継承します。
- ・地域ボランティア団体による森林保全活動を推進します。

##### ② 高畠町鳥獣被害防止計画の推進

- ・農作物や森林を有害鳥獣から守るため、野生動物の生態系や種の保存に配慮しつつ、有害鳥獣の適正な駆除及び被害防除を行います。

#### (2) 環境に配慮したライフスタイルを実践します

##### ① 小中学校での環境学習の支援

- ・JA青年部や環境アドバイザーの協力を得ながら「出張講師制度」により、食農教育や地球温暖化防止、環境学習等を支援します。

##### ② 地域に根ざした食の普及

- ・地元食材を使った料理教室や創作料理教室を開催して、郷土料理や伝統料理のPRに努め、食文化の普及と継承を図ります。

##### ③ 中山間地域などへの移住の促進

- ・自然環境や自家栽培を求めて移住を希望する都市生活者や就農希望者を積極的に受け入れるため、農地付き空き家の利活用を推進し、中山間地域などの活性化を進めます。

##### ④ 多面的機能を保全する地域共同活動の支援

- ・農業・農村は、食料自給の他に、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的機能を有しており、その多面的機能の維持・発揮を図るための草刈や泥上げ等の地域共同活動組織を支援します。





### (3) 持続可能な農業を推進します

#### ① 環境保全型農業の普及支援

- ・耕種農家と畜産農家との連携による堆肥の利用促進など、農業生産により生じる環境負荷を低減した農業生産方式を推進します。
- ・有機農業の推進に関する法律に基づき、町で作成する「高畠町有機農業推進計画」に基づいた施策を推進します。
- ・害虫防除ランプ、交信攪乱剤、樹冠下点滴施肥などの使用により農薬や化学肥料を低減し、環境負荷の軽減を図るための資材や設備の導入促進と共に持続可能な開発目標（SDGs）の取組みを推進します。

#### ② 環境保全活動の推進

- ・地域共同活動による農地の維持が効果的に推進され、町内全体の取り組みとなるよう、活動面積の拡大を推進します。
- ・中山間地域等直接支払制度を活用し、里山周辺の環境整備と景観を保全します。

#### ③ 家族農業の支援

- ・高畠町内の農業経営体数1,162経営体のうち、家族経営体数は1,134経営体と全体の約98%を占めています。（2015年農林業センサス）国連が2017年に定めた「家族農業の10年」は、社会経済や環境、文化といった側面において家族農業が果たす重要な役割を推進するものです。高畠町においても、地域農業の担い手として重要ととらえ、大規模農業とともに小規模農家や家族農業への支援を行います。

#### ④ スマート農業の推進

- ・人手不足や生産性向上といった生産現場の課題を解決するため、ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用したスマート農業を推進します。

### (4) 公害等の環境負荷を減らします

#### ① 悪臭、水質汚濁防止対策の強化

- ・畜産排せつ物の適正な管理を促進し、周辺環境に配慮した畜産経営が出来るよう、環境対策に必要な施設や設備、機械等の整備促進や衛生対策を強化します。



## (5) エネルギー自給率を高めます

### ① バイオマス利用等の推進

- ・間伐材、堆肥、果樹剪定枝、農作物残さ、資源作物等のバイオマス資源の利用システムを普及させるため、その利用モデルとなる実験的プロジェクトを立ち上げます。
- ・町内の薪ストーブ利用者に、間伐材、果樹選定枝等の処分予定情報を提供し、利活用を促進します。
- ・農作物のバイオ燃料化、新たなエネルギー資源確保策について調査・研究を進めます。

## 4. 農業後継者等の育成

### (1) 次代を担う人材や団体を育成します

#### ① 農業分野を中心とした後継者、新規就農者への支援

- ・次世代を担う農業後継者ネットワーク「たかはた農とぴあ」の普及拡大により、若い人材を育成します。
- ・やまがた農業支援センターや県農業会議、県農業技術担当課と連携して、新規就農希望者の就農相談や農業技術習得の支援を行います。
- ・就農支援策を一元的に行う就農相談窓口（町農林振興課）において、きめ細かな就農相談を行います。

#### ② 人・農地プランの推進

- ・農業における担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の発生が深刻化する中、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。地域における話し合いによって作成された「人・農地プラン」に基づき、担い手の育成・確保を図るとともに将来の経営農地の集約化をめざします。

また営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構等を通じて中心経営体への貸付けを進めていきます。



③ 各種団体の活動への支援

- ・ 農業者の創意工夫を尊重し、新たな農作物栽培や先進的な農業経営に取り組む農業者を支援します。また、農地所有適格法人や集落営農組織の設立や運営を支援します。

## (2) 歴史・文化遺産の保存に努めます

① 豊かな自然の継承

- ・ 動植物の保護活動の推進と里地里山や森林・河川等の保全を促進して当町の豊かな自然を将来に残します。

② 伝統芸能、地元民話の継承者の育成

- ・ 埋蔵文化財をはじめ、町民共有の財産である歴史や文化財を保全し、文化に触れ、学習していくことが大切であることから、本町に残る貴重な民俗芸能や伝統行事、さらには各地に残る歴史や生活文化、地元民話に触れる学習の場を推進します。

③ 技術の伝承など、後継者のネットワークづくり

- ・ 各産業における後継者や新規就業者など、地域の産業（農業）を支える人材を育成します。

## 5. 都市と農村との交流

### (1) 都市との交流による農山村地域の活性化に努めます

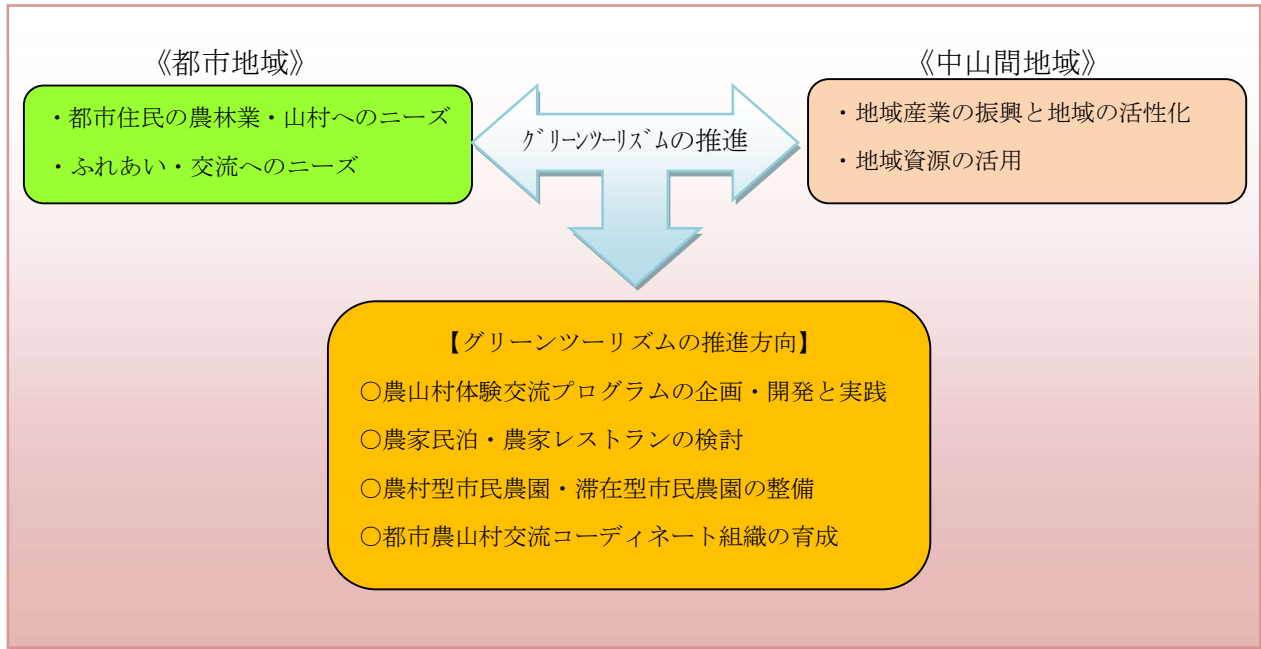
① 農業体験交流活動の推進

- ・ 農山村の自然、農林業、食文化などの資源を生かした農業者とのふれあいを大切にした都市住民との農業体験交流活動を企画・実施します。
- ・ たかはた共生塾や屋代村塾、さらには町内で独自に交流を実践している農業者や組織と連携し、消費者団体や中・高校生、大学生等の農業研修受入を拡大します。
- ・ 交流活動を通じて関係自治体との結びつきを拡大し、農産物等の販路拡大や観光面での相互交流に発展するよう、町全体の体制整備を進めます。



① グリーンツーリズムの推進

【構図（イメージ）】

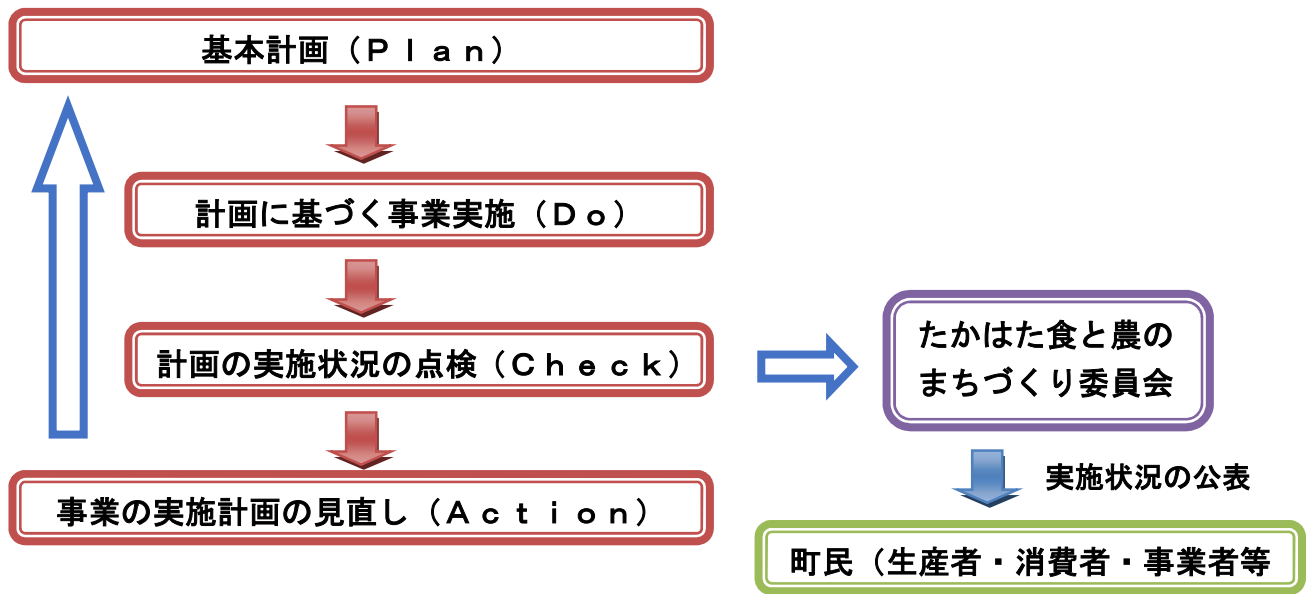




## 第4章 計画の推進に向けて

基本計画を着実に推進するために、町が実施する施策、事業を計画的、効果的に推進するとともに、その結果や効果を定期的に検証し、必要に応じて基本計画を見直す、いわゆるPDCAの考え方による進行管理を行います。

なお、基本計画の推進にあたっては、農業者・農業団体や行政のみならず町民、事業者などの理解と協力が不可欠であることから、町は基本計画に関する内容について定期的に情報を発信します。



### 第1節 推進組織

基本計画の推進状況は、町の「3カ年・5カ年実施計画」により毎年、取りまとめと検証を行い、必要に応じて基本計画や施策、事業の見直し案などを策定します。

また、基本計画の進捗状況や本町の農業概要は、たかはた食と農のまちづくり条例（平成20年条例第21号）第30条の規定により設置された「たかはた食と農のまちづくり委員会」に毎年報告し、同委員会では、必要に応じて基本計画の施策、事業の見直しについて提言を行います。

なお、基本計画の実施状況については、町広報誌や町ホームページなどにより町民に広く公表します。



## 第5章 資 料 編

### 主な用語の解説

#### インショップ

スーパーなどの中に入っている、地産農産物等を扱う直売所または直売コーナー。

#### エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年制定）」の規定による持続性の高い農業生産方式に関する計画の認定を受けた農業者。都道府県が定める指針に基づいて、持続性の高い農法とされる堆肥による土づくり、化学肥料、農薬低減技術を組み合わせて農業生産を行う。

#### エシカル消費

“エシカル”は英語で「倫理的な・道徳的な」という意味。人や社会、地球環境、地域に配慮した考え方や消費行動を指し、貧困・人権・気候変動の世界共通課題の解決に有効とされる。

日本では、消費者庁による『「倫理的消費」調査研究会』により、エシカル消費の枠組みづくりが行われ、「エシカル」という大きな枠の中に、「フェアトレード」、「オーガニック」、「地産地消」、「障がい者支援につながる商品」、「伝統工芸」、「動物福祉商品」、「寄付付き商品」、「リサイクル」など幅広い消費の形が含まれている。

#### 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

#### グリーンツーリズム

都市住民が緑豊かな農山村において、文化や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

#### JAS法

「農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」のこと。JASとは、Japanese Agricultural Standardの略で、消費者の商品選択に資するため、格付検査に合格した製品にJASマークの貼付を認めるJAS規格制度と、品質表示基準に従った表示を製造業者又は販売業者に義務づける品質表示基準制度からなる。平成11年7月には有機食品の認証・表示制度や生鮮食料品の原産地表示制度なども制度化されている。

#### 集落営農

集落または複数集落を単位として、個々の農家が機械・施設の利用、生産活動などを相互に補完するなど、農業生産過程の一部または全部を共同して行うこと。

#### 食育

一般的には、食品の安全性への不安や、生活習慣病の増加などを背景に、食習慣や食文化、食材、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて身体や心の健康をはぐくむこと。



## 食農教育

健康な食生活を送るために食品選択や安全性、表示の仕組みや添加物の知識、さらには農業との関係を学ぶこと。

## 食料自給率

国内で消費される食料のうち、国内生産の割合。日本の平成30年度カロリーベースでの自給率は37%と、先進国の中で最低水準となっている。

## 新規就農者

新たに就農を志し（農業以外の就職者が、農業経営によって自立しようとする）就農に必要な営農実習を終え、農業経営を行おうとする者。

## 水源涵養<sup>かんよう</sup>

水資源の確保、洪水の防止、河川の保護などのために、雨水が田畑に保持されること。農業の多面的機能の一つ。

## 地産地消

「地域生産、地域消費」を短くした言葉で、「地域で取れた農産物を地域で消費する」という意味。消費者の食料に対する安全・安心や健康志向の高まりを背景にその必要性が見直されている。

## トレーサビリティ

食品の流通経路情報（食品の流通した経路及び所在等を記録した情報）を活用して食品の追跡と遡及を可能とする仕組み。これにより、事故発生時の原因究明や食品回収、品質管理の向上や効率化、消費者に伝える各種情報の充実等に資することが期待される。

## 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業者・農業生産法人のこと。認定を受けると金融措置や税制措置などの支援を受けることができるほか、担い手対策を中心として、国の事業などを実施するためには認定農業者であることが条件となっている場合が多い。

## たかはた農とぴあ

これからの高畠町の農業活性化を目指し、おおむね45歳以下の若手農業者が主体となって取り組んでいるネットワーク活動。「農とぴあ」は、「農業」と「ユートピア（理想郷）」を組み合わせた造語で、農業をすることでみんなが笑顔になる地域（農業のユートピア）にしたいという想いが込められている。



## バイオマス

バイオマスは、「バイオ＝生物、生物資源」と「マス＝量」からなる言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。主なバイオマスの資源としては、家畜排泄物や食品廃棄物などの「廃棄物系バイオマス」、稲わらや籾殻、間伐材などの「未利用系バイオマス」、飼料作物、でんぷん系作物などの「資源作物系バイオマス」などがある。当町では、平成 22 年 3 月に「高島町バイオマスタウン構想」を策定し、資源の有効活用を推進している。

## ブランド

商標。銘柄。商品・サービスなどについて、他と明確に差別化できる個性。

## ポジティブリスト

原則全てが禁止されている中で、禁止されていないものを一覧表に示したものを言う。平成 15 年の食品衛生法の改正で、農薬、動物用医薬品、飼料添加物についてポジティブリスト制度が導入された。輸入食品の安全性に対する国民の関心が高まっている一方、現行制度においては、残留基準が定められていない農薬等を含む食品の流通に対する規制が困難なため、残留基準が設定されていない農薬等が残留する食品の流通を原則として禁止し、全ての農薬等に残留基準を作りリストとして示すこととされている。





## たかはた食と農のまちづくり条例

(平成 20 年 9 月条例第 21 号)

### 目次

#### 前文

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 7 条)
- 第 2 章 自然環境に配慮した農業の推進 (第 8 条・第 9 条)
- 第 3 章 安全・安心な農産物の生産 (第 10 条・第 11 条)
- 第 4 章 遺伝子組換え作物の自主規制 (第 12 条—第 23 条)
- 第 5 章 たかはたの食と農のまちづくり (第 24 条—第 29 条)
- 第 6 章 たかはた食と農のまちづくり委員会 (第 30 条—第 35 条)
- 第 7 章 雑則 (第 36 条)

#### 附則

#### 前 文

本町は、町内のいたるところに約一万年前から遺跡や古墳、洞窟が点在し、風光明媚なところから東北の高天原とも称されています。

本町における農業は、四季の変化に富んだ自然環境や盆地特有の気象条件、肥沃な農用地に恵まれ、稲作、果樹、畜産を柱とした複合経営を中心として発展してきました。また、全国に先駆けて有機農法や減農薬栽培を取り入れ、食の安全や自然環境に配慮した循環型農業を推進してきました。

しかしながら、近年、農業を取り巻く環境は厳しく、農産物価格の低迷や生産資材の高騰が続く中で、農家戸数、担い手農家の減少に歯止めがかからず、このままでは農村活力の低下により、農用地の荒廃が危惧されます。食料の大部分を輸入に依存している我が国にとって、地球温暖化等による異常気象や途上国の経済発展、バイオ燃料需要の拡大などにより世界の食料供給が不安定化すれば、国内の食料需給が逼迫することが予想され、食品の安全性確保と食料自給率の向上は、我が国の農業の緊急課題と言えます。

私たちは、食と農の重要性と農業が持つ環境保全や国土保全、地球温暖化の抑制といった多面的役割を理解した上で、それぞれの役割をもって、これらの機能を守り、先人の築いた文化遺産や伝統とともに、後世に伝えていく義務と責任があります。

こうした視点に立ち、本町の農業を維持、発展させていくためには、規模拡大による作業効率や生産性だけを追求するのではなく、生産者と消費者とが農業に対する認識を共有し、地域の特性を活かした農業の振興を進めていくことが重要と考えます。

このため、本町の農業及び農村が持つ機能的役割の重要性や農村文化を次世代に引き継ぐとともに、地域資源の活用と町民の健康を守り、地産地消、食の安全、環境保全型農業の推進により、魅力ある農林業が息づく農商工が連携した食と農のまちづくりを目指すための指針として、この条例を制定するものです。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、本町が目指す農林業が息づく農商工が連携したまちづくりについて基本理念を定め、町、生産者、消費者及び食品関連事業者等の役割を明らかにするとともに、食と農が支える町民の豊かな暮らしづくりを実現するための施策の基本となる事項を定めることにより、活力ある心豊かな農村社会の構築と町民の健康で豊かな生活の向上に資することを目的とする。

#### (定義)



第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地産地消 地域資源の活用と流通過程における経費の低減を目指し、町内で生産された農産物を町内で食することをいう。
- (2) 食育 食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (3) 遺伝子組換え作物 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「遺伝子組換え生物規制法」という。）第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等であつて、作物その他の栽培される植物をいう。
- (4) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通、販売又は飲食の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。
- (5) 地域内食料自給率 町内で生産される農産物が町内で消費される比率をいう。

（基本理念）

第3条 食と農のまちづくりは、地域の食文化及び伝統を重んじ、地域資源を活かした地産地消を推進することにより、地域内食料自給率の向上及び安定的な食料供給体制の確立を図るものでなければならない。

- 2 食と農のまちづくりは、農産物生産を通じて町の産業全体が発展し、生産者が意欲を持って農業に従事でき、自立できる農業環境の整備を図るとともに、担い手が確保されるものでなければならない。
- 3 食と農のまちづくりは、食と農業の重要性が町民に理解され、家庭及び地域において地産地消、食育等が実践されるよう行われなければならない。
- 4 食と農のまちづくりは、農薬等の使用又は農業の新技术の導入に当たっては、農地等の汚染又は食品の安全性を脅かすことのないようにしなければならない。
- 5 食と農のまちづくりは、農地、森林及び水その他の資源が確保されるとともに、農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能（以下「自然循環機能」という。）が維持増進され、かつ、持続的な発展が図られるものでなければならない。
- 6 食と農のまちづくりは、農山村が持つ、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面にわたる機能及び食料生産等の多面的機能を活用し、生産、生活及び交流の場の調和が図られるものでなければならない。

（町の役割）

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食と農のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 町は、前項の施策を講ずるときは、国、県、生産者、農業に関する団体、食品関連事業者等及び消費者と連携するとともに、国及び県に対して施策の提言を積極的に行うものとする。

（生産者等の役割）

第5条 生産者及び農業に関する団体は、安全かつ安心な農産物を安定的に供給するように努めるとともに、農業及び農村の振興に関し、積極的に取り組むものとする。

（消費者の役割）

第6条 消費者は、食、農業及び農村の果たす役割に対する理解を深め、健全な食生活の重要性を認識するとともに、町内産農産物の消費及び利用を推進すること等により食育及び食文化の発展に積極的な役割を果たすものとする。

（事業者の役割）



第7条 事業者は、食料を使用するときは、地産地消の推進に努めるとともに、宿泊施設及び販売、飲食等に関する事業所については、地元農産品の提供及び宣伝に努めるものとする。

## 第2章 自然環境に配慮した農業の推進

### (自然環境と調和した農業の推進)

第8条 町は、循環型で持続的に発展する農業を確立するため、農薬及び化学肥料の使用量を減じた農法を含めた環境保全型農業を推進するとともに、有機性資源の有効活用を図り、農業の自然循環機能の維持増進に必要な施策を講じるものとする。

### (農業生産に係る環境の保全)

第9条 生産者は、農産物の生産活動を通じて国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地球温暖化の防止等の多面的機能が十分に発揮されるように努めなければならない。

## 第3章 安全・安心な農産物の生産

### (安全な食料の安定供給)

第10条 町は、安全な食料の安定供給を図るため、町民が安心して消費できる食品の安全性の確保その他必要な施策を講じるものとする。

### (地域内食料自給率の向上)

第11条 町は、基本理念にのっとり、安全な食の生産の拡大を行うことにより、地域内食料自給率を高めるための施策を講じるものとする。

2 町は、地域内食料自給率に関する情報を公表し、食と農に対する町民の意識向上及び町内産農産物の消費拡大に努めるものとする。

## 第4章 遺伝子組換え作物の自主規制

### (自主規制)

第12条 遺伝子組換え作物については、野生動植物への影響並びに農産物の生産及び流通上の混乱並びに一般の農作物との混入、交雑等による経済的被害を未然に防止するため、町民自らが自主的に栽培しないものとする。

### (栽培許可)

第13条 町内における遺伝子組換え作物の栽培状況を把握し、遺伝子組換え作物と有機農作物又は一般の農作物との混入、交雑等を防止するとともに、遺伝子組換え作物の栽培に起因する生産上及び流通上の混乱を防止するため、町内において遺伝子組換え作物を栽培しようとするものは、あらかじめ、町長の定める事項を記載又は添付して町長に栽培の申請をし、許可を得なければならない。

2 前項の規定は、遺伝子組換え生物規制法第2条第6項に規定する第2種使用等であるものについては、適用しない。

3 町長は、第1項の申請を受理した場合には、第30条に規定するたかはた食と農のまちづくり委員会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、第1項の許可に必要な条件を付することができる。

### (説明会の開催)

第14条 前条の許可を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、町長が指定する関係住民に対し、あらかじめ日時及び場所を定め、当該申請に関する説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。

2 前項の住民は、申請者に対して自然環境保全上の見地から意見を述べることができる。

3 申請者は、当該申請に係る栽培にあたり関係住民の同意を得なければならない。

4 申請者は、説明会の実施状況報告書及び当該住民の同意書を前条に基づく申請時に町長に提出しなければならない。

### (許可の基準)



第15条 町長は、第13条第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- (1) 当該申請に係る混入交雑防止措置又は自然界への落下若しくは飛散を防止する措置が適正でないとき。
- (2) 申請者が申請どおりの措置を的確に実行するに足る人員、財務基盤その他の能力を有していないとき。
- (3) 申請者が、第20条の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しないものであるとき。ただし、2年を経過したものであっても、取消の原因究明、違法状態の是正及び再発防止策の有効性が認められないものも同様とする。
- (4) 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員が前号に該当する者であるとき。
- (5) 遺伝子組換え作物の栽培に関し、遺伝子組換え生物規制法に規定される主務大臣の承認を受けていないとき。

2 第13条第1項の許可による栽培期間は、1年以内とする。ただし、町長が特に適当と認める場合は、この限りでない。

(許可の変更)

第16条 第13条第1項の許可を受けたもの（以下「許可者」という。）は、その許可の

内容を変更しようとする場合には、あらかじめ町長に申請し、変更の許可を受けなければならない。

(届出)

第17条 許可者は、遺伝子組換え作物の栽培を開始し、休止し、又は廃止したときは、その日から7日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(遵守事項)

第18条 許可者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 栽培した遺伝子組換え作物の処理、収穫物の出荷等に関する状況を記録し、その記録を3年間保管すること。
- (2) 混入若しくは交雑が生じた場合は、直ちに、その拡大を防止するために必要な措置を講じ、又は混入若しくは交雑を生ずるおそれがある事態が発生した場合は、直ちに、これらを防止するために必要な措置を講ずるとともに、その状況を町長に報告し、及びその指示に従うこと。

(勧告及び公表)

第19条 町長は、許可者及び遺伝子組換え作物を取り扱う食品関連事業者等に対し、遺伝子組換え作物が混入し、若しくは交雑し、又は自然界に落下し、若しくは飛散し、自生する遺伝子組換え作物以外の作物に影響を及ぼさないよう必要な勧告を行うことができる。

2 町長は、許可者が、前項に規定する勧告に従わないときは、許可者の氏名又は名称を公表することができる。

(許可の取消し等)

第20条 町長は、許可者が次の各号のいずれかに該当するときは、第13条第1項の許可を取り消し、又は許可の内容若しくは条件を変更し、若しくは新たな条件を付することができる。

- (1) 第15条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 第18条に規定する遵守事項その他この条例の規定又は許可に付した条件に違反したとき。



(3) 偽りその他不正な手段により、許可を受けたとき。

(手数料)

第21条 第13条第1項又は第16条の許可を受けようとするものは、申請時に申請手数料を納めなければならない。

2 前項の申請手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 許可申請 1件につき 174,000円

(2) 変更の許可申請 1件につき 129,000円

(情報の申出)

第22条 町民は、遺伝子組換え作物の混入、交雑、落下、飛散又は自生が生じるおそれがあると認められる情報を入手したときは、町長に適切な対応をするよう申し出るものとする。

(立入検査)

第23条 町長は、許可者に対して報告を求め、必要があると判断した場合には、職員又は学識経験者（以下「職員等」という。）に、ほ場に立ち入らせ、遺伝子組換え作物、施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入り、検査又は質問をする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 たかはたの食と農のまちづくり

(地産地消の推進)

第24条 町は、農林業者及びその関連する団体等による安全な食料の生産の拡大並びに食品関連事業者等による安全な食品の製造、加工、流通及び販売の促進並びに町内の安全な食の消費の拡大を図るため、地産地消の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 町は、公共施設で提供する食材に町内産農産物を積極的に使用し、地産地消の推進に努めるものとする。

(食育の推進)

第25条 町は、健全な食生活の実現を図るため、家庭、学校、地域社会等において、望ましい食習慣、食の安全、地域の食文化等に係る情報の提供、食育に関する人材の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

(有機農業の推進)

第26条 町は、基本理念にのっとり、安全な食料の生産を促進するため、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業を推進するものとする。

2 町は、有機農産物及び農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産方式によって生産される農産物の生産の振興及び消費の拡大を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(食のブランド化)

第27条 町は、地域の特性を活かした農産物の生産振興、販売、流通等の促進及びたかはたブランド（たかはたブランド認証要綱（平成19年10月9日制定）により認証された農産物をいう。以下同じ。）の確立を図るため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 消費者等の需要に応じた収益性の高い農産物に係る情報の的確な把握及び当該情報を活かした農産物の生産の拡大に関する施策

(2) たかはたブランドに係る生産者及び生産組織の育成に関する施策

(3) 町内産農産物の信頼を高め、需要及びその販路拡大に関する施策



(4) 観光産業及び食品関連事業者等との提携による町内産農産物の利用促進に関する施策

(都市と農村との交流の推進)

第28条 町は、活力ある農業経営の自立を図るため、農業者等の主体的な活動への支援及び都市と農村との交流を促進するものとする。

2 町は、都市部からの情報収集及び本町の情報発信に努め、生産者と消費者とが互いに信頼関係を高められる農産物の販売体制整備に努めるものとする。

(担い手の育成及び農業従事者の確保)

第29条 町は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的な組織経営の促進を図るため、誇りを持って農業に従事し、かつ、安定した収入が確保できるよう必要な施策を講じるものとする。

2 町は、新規就農者、高齢農業者、女性農業者、小規模農家等が多様な農業経営に取り組むために必要な施策を講じるものとする。

3 町は、集落単位を基礎とした農業者の組織、農業生産活動を共同で行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講じるものとする。

#### 第6章 たかはた食と農のまちづくり委員会

(設置)

第30条 食と農のまちづくり施策に関する事項を審議するため、たかはた食と農のまちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項等)

第31条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 町長の諮問に応じ、食の安全、安心及び農業振興に関する事項の調査及び審議

(2) 農業施策の検証及び評価

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属された事項

2 委員会は、食と農のまちづくりに関し必要と認める事項を町長に建議することができる。

(組織、委員及び任期)

第32条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、消費者、生産者及び町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第33条 委員会に会長を置く。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第34条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(部会)

第35条 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

#### 第7章 雑則

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

たかはた食と農のまちづくり委員会

【委員】

R2年12月現在

No.	氏名	所属・役職	備考
1	渡部 京一	山形おきたま農業協同組合 高畠地区総括理事	会長
2	福島 悟	高畠町食品工業協会 会長	会長職務代理
3	山村 義美	高畠町商工会 副会長	
4	菅野 実	高畠町料理飲食振興会 会長	
5	佐藤 美喜子	たかはた農山村体験交流ネットワーク 幹事	
6	安部 美紀	高畠町農業委員会 委員	
7	渡部 宗雄	高畠町有機農業推進協議会 会長	
8	富樫 裕一	農業生産者代表 認定農業者の会 屋代地区会長	
9	大野 美千代	農業生産者代表 Ane Chan 代表	
10	高川 格	高畠町商工会 副会長	R2.3.19の任期満了まで 第2期計画策定委員

【事務局】

No.	氏名	所属・役職	
1	二宮 弘明	農林振興課 課長	
2	竹田 恭一	農林振興課 課長補佐	
3	嶋倉 武志	農林振興課 企画農政係長	
4	木村 克彦	農林振興課 水田農業係長	
5	岸 哲也	農林振興課 農村林務係長	
6	鈴木 享	商工観光課 ブランド戦略室長	
7	二宮 栄市	商工観光課 商工振興係長	